

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 20 年度

条 例 名	小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例																																				
条 例 番 号	平成 7 年神奈川県条例第 7 号	法 規 集	第 8 編第 6 章第 1 節																																		
所 管 部 局 室 課	保健福祉部生活衛生課																																				
条 例 の 概 要	水道法で規制されていない小規模水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、地下水又は表流水を水源とし、居住に必要な水を供給する水道）及び小規模受水槽水道（水道事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水を受けるための水槽を有する水道）の管理等について必要な事項を定めている。																																				
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考																																		
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	小規模水道及び小規模受水槽水道については、安全で衛生的な飲料水を確保するため、水道法と同等の規制が必要であることから、本条例は必要である。																																			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で できるか。 ）	本条例は、小規模水道及び小規模受水槽水道について規制しており、水道法の適用を受けない飲料水の水質の安全性を確保する効果がある。	<table border="1" style="font-size: small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">小規模水道</th> <th colspan="2">小規模受水槽水道</th> </tr> <tr> <th>施設数</th> <th>監視数</th> <th>施設数</th> <th>監視数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>114</td><td>71</td><td>3,984</td><td>100</td></tr> <tr><td>H18</td><td>149</td><td>103</td><td>4,095</td><td>74</td></tr> <tr><td>H17</td><td>165</td><td>109</td><td>5,423</td><td>82</td></tr> <tr><td>H16</td><td>169</td><td>147</td><td>5,408</td><td>87</td></tr> <tr><td>H15</td><td>176</td><td>109</td><td>5,409</td><td>64</td></tr> </tbody> </table>	年度	小規模水道		小規模受水槽水道		施設数	監視数	施設数	監視数	H19	114	71	3,984	100	H18	149	103	4,095	74	H17	165	109	5,423	82	H16	169	147	5,408	87	H15	176	109	5,409	64
	年度	小規模水道			小規模受水槽水道																																
		施設数	監視数	施設数	監視数																																
	H19	114	71	3,984	100																																
	H18	149	103	4,095	74																																
H17	165	109	5,423	82																																	
H16	169	147	5,408	87																																	
H15	176	109	5,409	64																																	
効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例は、居住に必要な水に重点を置いて規制しており、条例の対象となっていない飲用井戸については、学校保健法等他法令で水質等の衛生上の措置がとられており、他法令と重複することなく、効率的に規制を行っている。	小規模受水槽水道届出数及び定期検査状況 （8 m ³ 超 10m ³ 以下） <table border="1" style="font-size: small;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">届出数</th> <th colspan="3">定期検査状況（8<V≦10）</th> </tr> <tr> <th>届出数</th> <th>受検数</th> <th>受検率（%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>3984</td><td>474</td><td>239</td><td>50.4</td></tr> <tr><td>H18</td><td>4095</td><td>492</td><td>234</td><td>47.6</td></tr> <tr><td>H17</td><td>5423</td><td>706</td><td>269</td><td>38.1</td></tr> <tr><td>H16</td><td>5408</td><td>714</td><td>272</td><td>38.1</td></tr> <tr><td>H15</td><td>5409</td><td>712</td><td>298</td><td>41.9</td></tr> </tbody> </table>	年度	届出数	定期検査状況（8<V≦10）			届出数	受検数	受検率（%）	H19	3984	474	239	50.4	H18	4095	492	234	47.6	H17	5423	706	269	38.1	H16	5408	714	272	38.1	H15	5409	712	298	41.9		
年度	届出数	定期検査状況（8<V≦10）																																			
		届出数	受検数	受検率（%）																																	
H19	3984	474	239	50.4																																	
H18	4095	492	234	47.6																																	
H17	5423	706	269	38.1																																	
H16	5408	714	272	38.1																																	
H15	5409	712	298	41.9																																	
基本方針適 合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例の目的である「安全で衛生的な飲料水の確保」、「利用者の健康保護」は、神奈川力構想第 4 章 2 政策分野別の基本方向③安全・安心の「生活の安心の確保」に適合している。	小規模受水槽水道等衛生対策 推進事業費 <table border="1" style="font-size: small;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>予算（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>720</td></tr> <tr><td>H18</td><td>463</td></tr> <tr><td>H17</td><td>450</td></tr> <tr><td>H16</td><td>496</td></tr> <tr><td>H15</td><td>837</td></tr> </tbody> </table>	年度	予算（千円）	H19	720	H18	463	H17	450	H16	496	H15	837																							
年度	予算（千円）																																				
H19	720																																				
H18	463																																				
H17	450																																				
H16	496																																				
H15	837																																				
適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	本条例の定めている内容は、水道法で規制対象外とされている小規模水道及び小規模受水槽水道に対して規制等を行うものであるが、この規制等については水道法でも許容しているものであり、水道法に抵触するものではない。また、規制等の内容は水道法に準じており、過度な規制ではなく適法である。																																				
その他																																					
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由	特 記 事 項																																		
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。																																			
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	○ 無																																		